

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		19,291	1,601,996,568
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		398	9,238,434
債 務 控 除 額		9,099	165,620,341
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		1,706	6,643,097
課 税 価 格		19,362	1,452,257,759
相 続 税 額	算 出 税 額	19,072	226,608,287
	2 割 加 算 額	1,281	2,187,402
	計	19,072	228,795,688
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	687	472,406
	配 偶 者	3,219	57,510,766
	未 成 年 者	195	51,185
	障 害 者	311	294,537
	相 次 相 続	768	1,958,258
	外 国 税 額	—	—
	計	4,921	60,287,152
差 引 税 額		16,560	168,509,578
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		99	441,894
小 計		16,549	168,067,684
農 地 等 納 税 猶 予 額		409	10,007,540
株 式 等 納 税 猶 予 額		3	203,081
申 告 納 税 額	納 付 税 額	16,471	157,978,632
	還 付 税 額	49	121,569
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		—	—
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		6,583	549,480,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 16 年 分	18,830	1,382,041,911	207,355,148	56,792,025	15,973	138,000,692	6,256
平成 17 年 分	18,842	1,348,911,458	199,443,647	57,073,386	16,018	133,514,378	6,215
平成 18 年 分	18,889	1,407,781,750	217,633,083	60,963,316	16,172	145,441,100	6,280
平成 19 年 分	19,121	1,408,016,937	218,195,614	57,891,419	16,248	151,220,033	6,473
平成 20 年 分	19,362	1,452,257,759	228,795,688	60,287,152	16,471	157,978,632	6,583

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
水戸	450	26,114,210	382	1,845,764	160
日立	364	19,777,466	311	1,222,586	113
土浦	432	28,619,065	369	2,427,766	166
古河	220	15,785,149	186	1,480,153	74
下館	269	16,292,442	217	1,130,792	96
竜ヶ崎	317	19,358,314	267	1,631,578	113
太田	272	18,962,726	224	2,008,806	89
潮来	121	6,662,038	98	440,002	43
茨城県計	2,445	151,571,410	2,054	12,187,447	854
宇都宮	541	48,284,698	478	5,103,153	195
足利	200	15,132,772	172	1,565,445	69
栃木	437	31,375,743	357	2,600,186	160
佐野	131	8,870,089	118	610,071	46
鹿沼	143	11,815,398	114	847,199	54
真岡	77	6,286,001	66	626,732	29
大田原	148	8,922,944	129	544,151	48
氏家	84	8,716,959	75	1,461,874	36
栃木県計	1,761	139,404,604	1,509	13,358,811	637
前橋	484	29,220,698	405	1,820,077	168
高崎	618	34,609,762	525	2,373,160	203
桐生	142	9,058,185	122	667,739	53
伊勢崎	241	12,754,756	190	508,909	87
沼田	58	3,095,057	48	136,536	20
館林	439	23,670,227	369	1,181,300	150
藤岡	82	4,573,317	62	139,211	30
富岡	45	2,030,644	37	56,041	16
中之条	49	4,817,927	43	558,282	17
群馬県計	2,158	123,830,573	1,801	7,441,255	744
川越	1,247	112,737,515	1,047	14,681,205	402
熊谷	469	28,272,688	402	2,243,662	158
川口	852	84,251,965	762	12,360,237	272
西川口	431	46,537,672	380	6,964,230	142
浦和	948	95,501,794	828	14,728,910	309
大宮	766	75,945,560	650	11,844,813	251
行田	271	15,289,407	220	992,526	97
秩父	129	8,519,062	108	595,729	48
所沢	996	80,398,325	853	10,209,168	308
本庄	92	4,741,525	77	203,474	34
東松山	220	11,740,763	187	602,831	78
春日部	782	62,059,451	665	7,065,143	265
上尾	728	56,043,374	614	5,754,290	238
越谷	665	53,565,206	593	6,638,118	205
朝霞	510	62,081,740	463	10,787,044	168
埼玉県計	9,106	797,686,047	7,849	105,671,380	2,975

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
新潟	610	43,398,962	524	4,905,513	208
新潟	87	3,720,517	66	169,773	27
巻	135	9,409,276	122	748,063	48
長岡	223	15,836,186	177	1,902,322	81
三条	173	10,301,542	145	556,089	65
柏崎	74	4,825,998	70	454,381	25
新発田	128	6,282,009	112	387,144	42
小千谷	89	5,481,806	77	316,390	28
十日町	39	2,286,186	34	155,929	14
村上	22	1,527,120	19	89,597	10
糸魚川	43	2,167,611	37	92,260	14
高田	158	9,436,416	130	989,366	50
佐渡	22	1,031,147	19	64,403	8
新潟県計	1,803	115,704,776	1,532	10,831,230	620
長野	571	34,540,419	473	2,296,419	202
松本	375	23,052,619	301	1,600,514	140
上田	261	17,649,643	226	1,632,972	95
飯田	152	8,273,942	124	340,474	60
諏訪	235	13,860,527	192	1,082,729	86
伊那	87	5,753,721	64	351,383	35
信濃中野	94	5,132,845	81	308,931	31
大町	41	2,457,854	35	138,131	19
佐久	254	12,629,644	214	723,250	80
木曾	19	709,134	16	13,710	5
長野県計	2,089	124,060,348	1,726	8,488,513	753
総計	19,362	1,452,257,759	16,471	157,978,632	6,583

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	19,369	1,450,440,288	16,491	158,156,483	6,583
	修正申告による増差額	377	5,442,717	643	842,134	280
	更正による増差額	2	31,035	3	8,007	3
	更正等による減差額	200	3,656,281	323	1,027,992	128
	決 定 額	—	—	—	—	—
	計	実 19,362	1,452,257,759	実 16,471	157,978,632	実 6,583
過 年 分	申 告 額	491	21,497,254	439	1,375,483	236
	修正申告による増差額	3,239	49,190,357	4,866	10,410,637	1,819
	更正による増差額	23	427,336	31	116,325	16
	更正等による減差額	850	15,308,351	1,161	3,977,957	513
	決 定 額	6	232,767	6	18,827	4
	計	実 3,578	56,039,363	実 5,447	7,943,315	実 2,087
合 計	申 告 額	19,860	1,471,937,542	16,930	159,531,966	6,819
	修正申告による増差額	3,616	54,633,074	5,509	11,252,771	2,099
	更正による増差額	25	458,371	34	124,332	19
	更正等による減差額	1,050	18,964,632	1,484	5,005,949	641
	決 定 額	6	232,767	6	18,827	4
	計	実 22,940	1,508,297,122	実 21,918	165,921,947	実 8,670

調査対象等： 「本年分」は、平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	136 人	10,052 千円	91 人	12,912 千円	20 人	23,974 千円
過 年 分	3,485	587,276	382	110,834	776	1,216,026
合 計	3,621	597,328	473	123,745	796	1,240,000

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	1,422	118,977,168	1,940,135	450,832	1,630,622	3,433
1億円超	3,121	435,791,830	2,777,644	2,143,303	16,534,761	10,772
2 "	943	228,844,430	1,406,729	1,107,396	18,206,043	3,564
3 "	627	238,323,511	1,501,287	1,434,545	31,747,874	2,355
5 "	209	124,015,162	324,188	513,671	21,238,474	838
7 "	147	120,536,881	730,783	505,410	23,774,279	608
10 "	94	127,764,060	310,886	338,848	29,813,684	371
20 "	15	37,078,303	203,327	50,459	9,468,834	74
30 "	5	19,108,942	—	41,000	5,741,910	18
50 "	—	—	—	—	—	—
70 "	—	—	—	—	—	—
100 "	—	—	—	—	—	—
合計	6,583	1,450,440,288	9,194,980	6,585,465	158,156,483	22,033

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	23	246	472	481	200	—	—	—	—	—	—	—
1億円超	11	190	493	1,008	867	349	127	45	17	4	4	6
2 "	2	34	118	311	258	111	62	24	5	9	3	6
3 "	1	14	88	194	173	100	34	11	7	1	2	2
5 "	—	4	22	58	57	43	15	4	2	1	3	—
7 "	—	4	15	36	45	27	9	3	4	1	1	2
10 "	—	1	9	30	28	13	7	5	1	—	—	—
20 "	—	1	1	1	4	3	3	—	1	—	—	1
30 "	—	—	1	1	2	1	—	—	—	—	—	—
50 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	37	494	1,219	2,120	1,634	647	257	92	37	16	13	17

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	2,239	49,205,389
	畑（ ” ）	3,174	160,543,802
	宅地（借地権を含む。）	6,191	570,006,396
	山林	1,547	24,906,562
	その他の土地	2,567	121,163,166
	計	実 6,284	925,825,315
家屋、構築物		6,018	85,254,193
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1,195	3,095,892
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	199	406,334
	売掛金	240	764,909
	その他の財産	459	3,573,846
	計	実 1,488	7,840,980
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,164	36,784,209
	同上以外の株式及び出資	4,026	47,313,145
	公債及び社債	1,247	23,803,881
	投資・貸付信託受益証券	1,658	34,440,464
	計	実 4,912	142,341,700
現金、預貯金等		6,540	298,650,622
家庭用財産		4,663	2,074,750
その他の財産	生命保険金等	1,368	42,204,955
	退職金及び功労金等	453	17,785,119
	立木	438	334,342
	その他	5,527	77,396,303
	計	実 5,716	137,720,719
合計		実 6,576	1,599,708,278
相続時精算課税適用財産価額		283	9,194,980
債務		5,775	148,164,299
葬式費用		6,486	16,884,136
計		実 6,528	165,048,436
差引純資産価額		実 6,583	1,443,854,823
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		935	6,585,465
課税価格		実 6,583	1,450,440,288

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。